

(健Ⅱ256F)
令和2年2月7日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について

新型コロナウイルス感染症に係る疑い例の患者からの電話相談又は当該患者が受診した場合、現時点で、一般の医療機関（以下、「医療機関」という。）においては、最寄りの保健所等の窓口への相談を促し、同窓口を通じて診療体制等の整った医療機関に確実に誘導することが求められているところです。

また、同感染症は「指定感染症（2類感染症相当）」に位置付けられており、疑い例を含め全数報告の対象であります。

一方、本会といたしましては、症例定義にあてはまらなくとも、重症化が疑われ、医師が検査の必要ありと判断した場合に、検査が可能となるよう柔軟に対応する必要があると考えております。

しかしながら、一部の保健所等の窓口において、現在の疑い例の定義を厳格に当てはめた運用がなされており、医療現場においては患者に対する検査依頼等に苦慮している状況があります。

このような状況に鑑み、医療機関として検査可能数に限りがあることを考慮しつつ、保健所等の窓口を介さず、医療機関から直接診療体制の整った医療機関への相談を誘導することも可能とすることを厚生労働省当局に確認いたしましたので、取り急ぎご連絡いたします。

なお、診療体制の整った医療機関については、感染症指定医療機関をはじめとする「帰国者・接触者外来」設置医療機関であり、貴会におかれましては、現在、都道府県等との協議のもと、整備を進めていることと存じますが、必要に応じて、貴会会員に対して同医療機関の情報を共有いただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。